

日時・場所	平成29年7月18日（火） 9時30分～ 庁議室
出席者	山仲市長、大藤議会事務局長、寺田政策調整部長、上田総務部長、田中市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長（代理：服部次長）、遠藤環境経済部長、竹中教育部長、川端会計管理者、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- 先週、いじめ問題対策連絡協議会を開催した。いじめの状況は悪くなっておらず、現場ではしっかりと対応してもらっている。学校訪問で校長先生からも報告を受けたが、当事者自身がいじめを訴えるケースが増えてきていることが報告された。そのような教育環境は大変良い状況である。いじめはあってはならないことではあるが、なくす、押さえ込むのではなく、野球でいえば「打たせて取る」ということになるが、最悪である命の問題にならないようにしっかりと対応していただいている。これは他の分野でも応用が利いて、間違いをゼロにするのではなく、常に様々な問題が発生することを前提に、それが最悪にならないように対応することが一番健全である。ゼロにしようとか押さえ込もうとすると無理が働くので、いじめ問題の対応を良い事例として参考にすること。
- 連休中、多くの市民と病院問題について話をした。早く整備してほしい、市は5年も6年もかかって何をモタモタしているのか、良い意味でいつまで議論しているのか等の指摘やお叱りをかかり受けたが、丁寧に説明すると理解をしていただけた。市民にとっては議会との詳細なやり取りはなかなか見えないため、そのような状況になっていると思う。苛立ちというか、良い意味で大きな関心を持っていただいていることを共通認識しておくこと。
- システムが構築されている業務について、敢えて善意や合理的にということシステムから外して対応したことが結果的に間違いにつながったケースがある。無駄なことをせず、システムが構築されているものはシステムを最後まで流した方が結果的には早い。それを徹底すること。その都度柔軟な判断をすることは大切だが、中途半端な判断をしてしまうと失敗してより大きな手間がかかってしまう。最近、数件の共通した事例があったので注意すること。
- ある議員が正式な手続きを踏まず公文書を入手した件について、本人から、正式の手続きをすることを失念していたとの回答があった。長年公務に携わっていたにもかかわらずこのような回答をされたことは残念なことである。このような感覚は慢性化し広がってしまうので、公文書の取扱いや手続きについては、しっかりとコンプライアンスを保つこと。

2. 報告事項

① 「公共施設等マネジメント推進会議」の設置について

〔所管： 政策調整部〕

平成29年3月に策定された野洲市公共施設等総合管理計画に基づき、全市民的な視点に立ち、市民サービスの水準を維持しつつ、中長期的な公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などにより適正配置を推進するため、「野洲市公共施設等マネジメント推進会議」を設置する。総合管理計画において、施設管理者は施設類型ごとのアクションプランを平成32年度までに策定することが定められていることから、本会議において公共施設等の適正配置に係る具体的な方針の策定や個別施設計画策定の推進管理を行う。

- 各施設管理者が策定した個別計画をもとに、新たな市の計画を本会議において策定することは想定していない。本会議はあくまでも各個別計画の総合調整機能の役割を果たすものである。
- 本会議で調整した内容に基づき、平成32年度までに個別計画を策定していくといったフローを明確にすること。
- 個別計画の策定にあたっては市民へのフィードバックが必要であり、本会議の公開について検討すること。

② 平成28年度の野洲市職員にかかる公務災害発生状況について

〔所管： 総務部〕

平成28年度中に発生した野洲市職員にかかる公務災害は16件であった。

③ 平成28年度の野洲市職員にかかる交通事故・違反状況について

〔所管： 総務部〕

平成28年度の野洲市職員の交通事故・違反の状況について、交通事故は26件（うち過失ありが14件）、交通違反は2件であった。

④ 旧篠原分団詰所車庫の譲与について

[所管： 総務部]

平成27年12月25日付けで大篠原自治会から解体予定の野洲市消防団の篠原分団詰所車庫の無償譲与について要望があり、自治会活動における防災活動の拠点としての活用が見込まれることから、地縁団体の許可を条件に無償譲与するとの回答をしていた。平成29年5月23日に大篠原自治会が地縁団体の許可を受けたことから無償譲与を行う。今後は、平成29年7月中に無償譲与の仮契約締結、同年8月の市議会定例会で譲与に係る議決の承認を得た後、大篠原自治会に名義を変更する予定である。
→残存価格がゼロの財産を無償譲与する場合は議会の議決は不要だが、本物件は残存価格が約140万円の財産であるため、無償譲与するには議会の議決が必要となる。

⑤ 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会（第2期）提言書について

[所管： 健康福祉部]

5月22日開催の第1回野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会において、昨年度実施した土曜日保育に関するアンケート調査結果を踏まえ、土曜日保育の実施に向けた素案について議論をされた。その後、保護者や指導員の意見も踏まえた修正（案）について、6月23日開催の第2回委員会において議論をされた。それらの議論の結果を踏まえ、整理した提言書が委員長から市長へ提出されたので報告する。

提言書に記載している土曜保育の主な具現化(案)は、利用時間は8:30～18:00（延長オプション7:30～19:00）、利用定員はおおむね40人/支援で最大3支援単位、保育料は2,500円/月、季節保育利用の場合は8月を除いて1,250円/月、延長保育料は1時間当たり500円/月、などである。

⑥ 「ホープタウン錦の里」地区計画変更（案）について

[所管： 都市建設部]

「ホープタウン錦の里」地区計画は、滋賀県住宅供給公社による住宅団地整備に併せて平成10年9月24日に都市計画決定(旧中主町決定)したものである。今回、本年3月に策定した野洲市立地適正化計画との整合を図るため「ホープタウン錦の里」地区計画の計画内容について変更するものである。

主な変更内容は、当地区内のB地区において、診療所と戸建て専用住宅を建築可能にするものである。

なお、本件については、7月21日開催の都市計画審議会で協議予定である。

⑦ 野洲市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準の改正について

[所管： 都市建設部]

市街化調整区域内の未利用地等を有効活用しようとする場合、都市計画マスタープラン等の計画に整合しているにも関わらず現運用基準では合致しないため有効な土地利用が図れない可能性がある。

一方で、野洲市市街化調整区域の既存集落は、市街化区域と比べ人口減少や高齢化の進行が顕著であり積極的な振興策が求められている。このような状況から、市街化調整区域の特性を逸脱しないことを前提としつつ、土地利用の幅の広がりを持たせた弾力的な運用を図り、地域の特性に応じた柔軟な対応ができるよう運用基準を改正するものである。

主な改正点は、接道道路の基準を「開発行為に関する技術基準」等と整合を図る、大規模開発型について、都市計画マスタープラン等に位置付けられている5ha以上の区域内で土地利用方針に合致する場合は、最小面積を0.5ha以上とし、先行して開発行為を可能とする、沿道型（非住居系）の用途制限の基準について、都市計画マスタープランに沿って各地域にあった柔軟なまちづくりができるよう

「住居系を除く都市計画法第34条の考えに沿ったもの」を削除する、である。

なお、本件については、7月21日開催の都市計画審議会で協議予定である。

→有効な土地利用が「図れない恐れ」「図れない可能性」といった表現に違和感がある。

→修正する。

→基準面積が緩和されることにより、雨水排水対策に課題が出てくるのではないかと。

→今後、関係機関と十分に協議する。

→沿道型（非住居系）の用途制限の基準の改正内容と都市計画法第34条との関係が分かりにくい。

→表現を分かりやすく改める。

→改正理由と改正項目の関連を明確にした資料に改めること。

⑧ 西河原字上臺地区 地区計画について

[所管： 都市建設部]

市街化調整区域（西河原地先）における地区計画の提案を受けた。当地区計画は、野洲市都市計画マスタープラン及び野洲市まちづくりビジョンの計画と合致していることから提案を受理し、協議を進める予定である。今後、開発に伴う各課協議等が必要となるので協力願う。

なお、本件については、7月21日開催の都市計画審議会で協議予定である。

⑨ 野洲市余熱利用施設PFI事業に係る実施方針の策定の見通しの公表について

[所管： 環境経済部]

野洲市余熱利用施設PFI事業に係る実施方針の策定の見通しについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第15条第1項の規定により公表する。

⑩ 全員協議会への報告事項について

[所管： 総務部]

報告事項2件、会議結果報告事項5件、連絡事項4件を7月度全員協議会に報告する。修正等がある場合は報告願う。

→会議結果報告のあり方については検討中である。

→市議会で採択された「福祉医療費助成制度の拡大に関する請願」の処理経過及び検討結果の報告を6月28日付けで行ったが、7月7日付け文書により7月度の全員協議会において説明を要請されているが、依頼に応じないこととする。

3. 協議事項

① 野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例について

[所管： 健康福祉部]

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会(第2期)提言書に基づき、土曜日保育を実施するにあたり、所要の改正を行う。「土曜保育」「土曜延長保育」の定義及び保育料の設定を行うとともに、「土曜保育」にあっては通年保育及び季節保育と同様に同一世帯から2人以上の児童が入所する場合の軽減措置並びに市長が別に定める特別な事情がある場合の減免措置を加えるものである。施行日は平成30年4月1日とする。

4. その他伝達事項

- ・ 7月22日開催の夏まつり花火大会の協力を願う。(環境経済部)

5. 次回部長会議の予定

7月24日(月) 8時45分～ 庁議室